

令和4年12月：感染症法が改正

改正趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症の発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずる

保健所設置市に感染症予防計画の策定が義務付け

目的

本市における感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

位置付け等

- ◆ 国の基本指針及び島根県感染症予防計画に即して策定
- ◆ 島根県が設置する連携協議会において内容を協議
- ◆ 計画期間：6年（令和6年度～令和11年度）

数値目標

- ◆ 検査実施体制や保健所体制など、平時から計画的に準備を進める（数値目標を設定）